

学校法人洗足学園 前田若尾記念奨学金規程

制定 2023年5月1日

(目的)

第1条 学校法人洗足学園（以下、本学園）の建学の精神に則り、チャレンジ精神に富み、将来よりよい社会の実現に貢献できる世界のリーダーを育成するために支給する前田若尾記念奨学金（以下、本奨学金）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者の資格)

第2条 本奨学金の支給対象者は、次の各号いずれにも該当する者の中から選考する。

- (1) 洗足学園高等学校（以下、「本校」という）に在籍している生徒又は卒業後1年以内の卒業生であること
- (2) 社会を取り巻く様々な問題に関心を有し、世界に貢献し得る資質を持っていること
- (3) 考え方や言語の異なる人々と積極的に関わり、協力を進める意志を持っていること
- (4) 別紙1に掲げる海外の大学に入学する者であること

(奨学金の申請手続き)

第3条 本奨学金の支給を希望する者は、洗足学園高等学校前田若尾記念奨学金選考委員会（以下、委員会）より提示される募集期間中に、指定された資料を全て揃えて申請する。

(支給対象者の選考)

第4条 本奨学金の支給対象者については、委員会の推薦により、理事長が決定する。

- 2 支給対象者の選考にあたっては、以下に掲げる基準に基づいて総合的に判断する。
なお、選考のうえで必要と本学園が判断した場合には、委員会より資料の提出を求める場合がある。
 - (1) 進学大学の授業料
 - (2) 世帯所得および他財団の奨学金受給の有無
 - (3) 国内最難関大学の可否
 - (4) 本校在校時の修学状況
 - (5) 面接やプレゼンテーション等
- 3 委員会に関する規程については別に定める。

(支給金額・支給時期)

第5条 各年度における本奨学金の総額は10,000,000円を上限とし、個別の支給額は、前条第2項の基準を考慮し、委員会の審議を経て理事長が決定する。

- 2 支給時期は入学許可証受領後とし、支給回数は1回とする。
- 3 奨学金は、第7条の規定に該当する場合を除き、還付を要しない。

(報告)

第6条 本奨学金の受給者は、進学した大学の第1学年修了時に速やかに次に掲げる書類を本校に提出する。

- (1) 進学した大学の成績証明書
 - (2) 進学した大学での学修に関する報告書
- 2 前項の他、本奨学金の受給者は、本校の求めに応じて関連行事への参加や広報活動に協力する。

(返還)

第7条 本奨学金の支給後、学生としての本分に反する行為があった場合には、当該年度に支給された奨学金を返還させることがある。

(事務の所管)

第8条 この規程に関する事務は、法人本部総務が所管する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事長が決定する。

附則

1. この規程は2023年5月1日から施行する。

別紙1

前田若尾記念奨学金 支給対象大学

(1) 米国【University】

Brown University / California Institute of Technology
Columbia University / Cornell University / Dartmouth College
Harvard University / Massachusetts Institute of Technology
Northwestern University / Princeton University/
Stanford University / UC Berkeley / University of Chicago /
University of Pennsylvania
Yale University

(2) 米国【Liberal Arts College】

Amherst College / Carleton College / Depauw University / Grinnell
College / Knox College / Pomona College / Smith College / Swarthmore
College / Vassar College / Wellesley College / Williams College

(3) 英国

University College London (ファウンデーションコース)

(4) 豪州

University of Melbourne (ファウンデーションコース)
University of Sydney (ファウンデーションコース)

(5) 上記の大学と同等であると委員会が認める大学